

防災特集

高齢者や障がい者の方たちを

災害時における安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行う
自主防災会（町内会）、民生・児童委員、近隣住民などの方々の協力

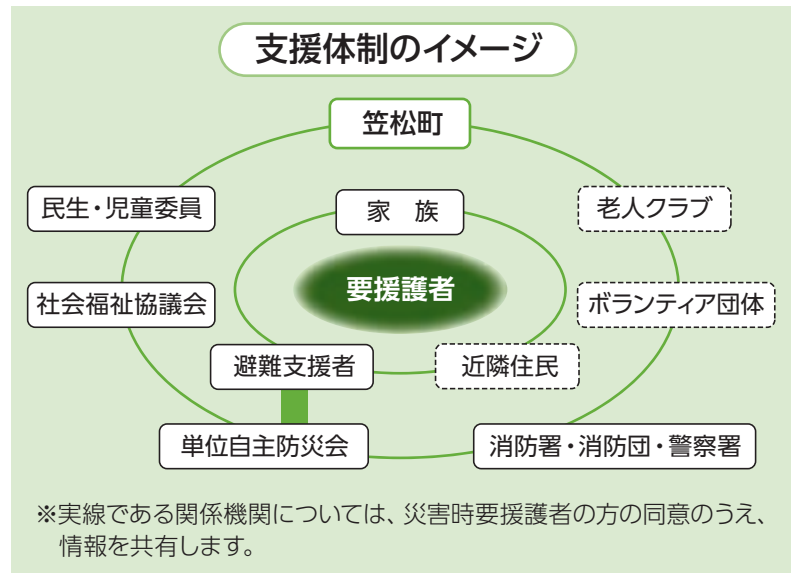
◆対象者（災害時要援護者）

- ①介護保険における要介護3以上の方
- ②65歳以上のひとり暮らしの方
- ③65歳以上のみの高齢者世帯の方
- ④障がいのある方
（身体障害者手帳1・2級）

◆避難支援を希望される方の手続き

災害時に避難支援を希望される方は、単位自主防災会長（各町内会長）と相談され、「災害時要援護者登録申請書」に記入のうえ、役場総務課へ提出してください。

申請書は、役場総務課、福祉健康課（窓口）、福祉健康センター、福祉会館、松枝公民館、総合会館に用意してありますし、各自主防災会長（町内会長）、民生・児童委員がお持ちです。なお、不明な点は、役場総務課へお問い合わせください。



いざというときの備えは大丈夫ですか

【防災対策に係る支援制度】

制 度	内 容
ブロック塀などの除去に対する助成 (問合先) 総務課 ☎388-1111	地震時などのブロック塀などの倒壊による生命の危険をなくすため、ブロック塀などの除去に対する助成を行っています。 ≪条 件≫ 個人の住宅などの敷地内に設置されたブロック塀などで、道路に面した部分で0.65メートル以下の高さまで除去した場合 ≪助成額≫ 1m当たり7,800円で、補助率3/10 (限度額100,000円) *併せて、生け垣の設置に対する助成も行っています。
家具転倒防止補助器具の支給 (問合先) 総務課 ☎388-1111	災害時要援護者であるお年寄りなどが、家具などが転倒し犠牲になることが多いことから、65歳以上の高齢者のみで構成された世帯や、障がい者の方のみで構成されている世帯などに家具転倒防止補助器具を自主防災会長（町内会長）を通じて支給しています。 ≪タイプ≫ L字型器具とチェーン式（無償） ≪支給数≫ 一世帯当たり4個（2組）まで *ただし、支給は1回限りです。